

## 広島県輸出錦鯉衛生証明書発行要領

### 1 目的

本要領は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 15 条第 2 項の規定により発行する輸出証明書のうち衛生証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 4 条第 1 号の衛生証明書をいう。以下同じ。）について、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）並びに輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（平成 26 年 6 月 15 日付け 26 消安第 1181 号）、中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（平成 26 年 6 月 15 日付け 26 消安第 1181 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）、大韓民国向け輸出水産動物等の衛生証明書発行等に関する取扱要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 消安第 6770 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び台湾向け輸出水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領（平成 31 年 3 月 8 日付け 30 消安第 5745 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に基づき、広島県の養鯉業者が生産する輸出用の錦鯉について、衛生証明書発行の事務手続きを定めるものである。

### 2 用語の定義

#### （1）養殖施設

錦鯉のみの養殖を目的とした飼育施設（飼育のための池、水槽、飼育棟及びそれに附帯する設備）をいう。

#### （2）養殖業者

養殖施設を所有又は管理し、当該施設を使用して錦鯉の養殖業を営む者をいう。

#### （3）リスト

外国に錦鯉を輸出する養殖施設又はその養殖施設に錦鯉を供給する養殖施設であって、SVC 及びKHV 病（中国向けにあっては、VHS、IHN 及びEUS を含む。）について厳格な防疫措置が実施されていることを広島県及び水産安全室が認め、水産安全室により施設が登載されたリストをいう。

#### （4）リスト登載養殖施設

リストに登載された養殖施設をいう。

#### （5）リスト登載養殖業者

リスト登載養殖施設で錦鯉の養殖業を営む養殖業者をいう。

#### （6）錦鯉搬送票

リスト登載養殖施設間で錦鯉の移動を行う際に、所要事項を記入し、移動させる錦鯉に添付する証票のことをいう。

### 3 衛生証明書発行の対象

衛生証明書発行の対象は、リスト登載養殖業者又はリスト登載養殖施設の錦鯉を扱う輸出業者が外国に輸出する錦鯉とする。

#### 4 衛生証明書の発行要件

衛生証明書は以下の要件を満たす錦鯉に対して、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター（以下「水技センター」という。）が発行する。

- (1) 輸出される錦鯉が、リスト登載養殖場由来であることが申請書、添付資料及び申請者への聞き取り等により確認できること
- (2) 輸出される錦鯉が、申請時に臨床的に異常が認められないことが広島県が臨床症状観察に関する事務を委任した者からの報告書（別紙様式4-1、ただし中国に輸出する場合は別紙様式4-2）又は県担当者の観察によって確認できること

#### 5 衛生証明書の発行手続き

(1) 広島県内のリスト登載養殖業者又は広島県のリスト登載養殖施設由来の錦鯉を扱う輸出業者で衛生証明書の発行を申請する者は、以下の①から⑥に掲げる書類を水技センターに提出する。

- ① 輸出錦鯉衛生証明発行申請書（別紙様式1-1、ただし、台湾に輸出する場合は別紙様式1-2、中国に輸出する場合は別紙様式1-3、韓国に輸出する場合は別紙様式1-4）
- ② 輸出錦鯉生産証明書（別紙様式2）
- ③ 錦鯉搬送票（別紙様式3；リスト登載養殖施設から導入の場合）
- ④ インボイス
- ⑤ 対象疾病に関する最新の検査結果の写し（ただし、衛生証明書発行機関が検査結果を了知している場合は、この限りではない。）
- ⑥ 中国に輸出する場合については、サンプリング作業報告書の写し

(2) 水技センターは、衛生証明書発行に係る一連の手続きについて、電子ファイル等で整理、記録し、衛生証明書の発行の申請に関する書類一式とともに3年間保管する。

#### 6 衛生証明書を発行しない場合

県は、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて水産安全室と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書を発行しないことができる。

- (1) 提出書類について、虚偽の記載若しくはその疑いがあるとき又は記載すべき事項の記載が欠けていると認められるとき。
- (2) 過去に交付を受けた衛生証明書の不適切な使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した場合に、衛生証明書の適切な取扱いが確保されないと見込まれるとき。
- (3) その他相当の理由があると見込まれるとき。

#### 7 申請の取消し

輸出者は、予定した輸出が中止になるなど、衛生証明書の発行が不要となった場合には、速やかに別紙様式5の取消申請書及び取消しを行う申請の申請書の写し又

はその情報を記載したものを提出する。既に輸出者が衛生証明書を受領していたときは、衛生証明書を発行した水技センターに速やかに取消申請書を提出するとともに衛生証明書を返却する。なお、衛生証明書の返却が確認されるまでの間、水技センターは当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

#### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。